

平成14年3月28日

株式会社 中部銀行
金融整理管財人 長谷川 新一
金融整理管財人 本間 通義
金融整理管財人 預金保険機構
理事長 松田 昇

株式会社日本承継銀行との営業譲渡契約締結について

本日、中部銀行（平成14年3月8日金融整理管財人による管理開始）は、株式会社日本承継銀行（3月5日内閣総理大臣による設立決定、3月19日銀行免許取得）との間で営業譲渡契約を締結するに至った。

今後、平成14年3月末迄に、資金援助の申込、ペイオフコスト超の報告といった一連の手続が行われることにより、中部銀行の預金等は全額保護されることになる。

我々中部銀行の金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日以降、民間受皿金融機関を早期に確保するため、地元の金融機関を中心に交渉を鋭意進めてきたところである。

しかしながら、現時点において、受皿候補先と営業譲渡契約を締結するには至らなかつたため、預金等の全額保護措置への対応として、日本承継銀行との間で営業譲渡契約を締結することとしたものである。

中部銀行は、営業譲渡契約締結後も日本承継銀行に営業譲渡される迄の間、引き続き金融整理管財人の管理の下に、従来どおり中部銀行として銀行業務を継続していくことになる。金融整理管財人としては、預金者等の保護及び信用秩序の維持には今後とも万全を期すとともに、早期に民間受皿金融機関を確保できるよう一層の努力をして参る所存である。